

諮問番号：平成30年度諮問第26号
答申番号：平成31年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

大阪府知事（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成30年5月7日付けで行った地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）に基づく不動産取得税の延滞金に係る参加差押（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

- (1) 処分庁は、〇市（以下「A市」という。）による差押えがされたことで交付要求（参加差押）を行ったとのことだが、A市の差押えにA市の理不尽な思惑があるとするならば、許されるべきではない。
- (2) 平成21年に、固定資産評価額が通常より高いとの理由で、〇市固定資産評価審査委員会（以下「A市委員会」という。）に審査の申出を行い（平成21年6月〇日提出）、〇〇〇%の減額が認められたので、不動産取得税に対しても〇〇〇%の減額を何度も申し入れたが、正式な回答がないことが看過できない。処分庁は時効という理由を述べているが、最後に支払った日から考えれば時効という理由はない。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 本件処分の違法性又は不当性の有無について
本件処分については、以下の事実が認められる。

ア 審査請求人が滞納している不動産取得税の延滞金（以下「本件徴収金」という。）は、督促状を発送した日から起算して10日を経過してもなお完納されておらず、本件処分の際には、法第73条の36第1項の規定により差押えをすることができる場合となっていたこと。

イ 審査請求人の財産である別紙物件目録記載の不動産（以下「本件不動産」という。）につき、本件処分に先立つA市による差押えが平成30年4月〇〇日にされていたこと。

これら事実を法第73条の36の規定に当てはめると、本件処分は適法に行われたものと認められる。

また、審査請求人は、担当者から一方的に本件処分の決定を伝えられたこと等を理由に、本件処分の取消しを求めているが、審査請求人が主張する理由をもって、参加差押を禁じたり、制限したりする規定はなく、審査請求人の主張を認めることはできない。

なお、審査請求人はA市委員会の審査結果を取り上げ、本件徴収金にかかる課税処分に対しても疑義を述べているが、本件徴収金にかかる課税処分は維持されており、審査請求人が疑義を呈する点は本件処分の違法性又は不当性に影響を及ぼすものではない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性の検討

その他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成31年2月27日	諮問書の受領
平成31年3月1日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：3月18日 口頭意見陳述申立期限：3月18日
平成31年3月11日	第1回審議
平成31年3月20日	第2回審議
平成31年4月3日	第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 地方税法

第73条の21 道府県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産については、当該価格により当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するものとする。但し、当該不動産

について増築、改築、損かい、地目の変換その他特別の事情がある場合において当該固定資産の価格により難いときは、この限りでない。

2-4 (略)

第73条の34 納税者が納期限までに不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 (略)

第73条の36 不動産取得税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 (略)

2-3 (略)

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法第114条第一号に掲げる請求権に係る不動産取得税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る不動産取得税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第1項から第3項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第86条第1項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他不動産取得税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 (略)

(2) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）

第86条 税務署長は、第47条（差押えの要件）の規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で次に掲げるものにつき既に滞納処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、第82条第1項（交付要求の手続）の交付要求書に代えて参加差押書を滞納処分をした行政機関等に交付してすることができる。

一 (略)

二 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶

三 (略)

- 2 税務署長は、前項の交付要求（以下「参加差押え」という。）をしたときは、参加差押通知書により滞納者に通知しなければならない。この場合において、参加差押えをした財産が電話加入権であるときは、あわせて第三債務者にその旨を通知しなければならない。
- 3 税務署長は、第1項第二号に掲げる財産につき参加差押えをしたときは、参加差押えの登記を関係機関に囑託しなければならない。
- 4 (略)

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、下記の事実が認められる。

- (1) 平成16年9月10日、処分庁は審査請求人に督促状を発した。
- (2) 平成30年4月〇〇日から同年5月7日までの間に、処分庁は、A市が同年4月〇〇日付けで本件不動産について差押えをした事実を把握した。
- (3) 平成30年5月7日、処分庁は、本件不動産について本件処分を行った。
- (4) 平成30年8月8日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 上記1及び2に基づき、本件についてみると、処分庁は、平成16年9月10日に法第73条の34第1項の規定による督促状を審査請求人に発したが、督促状を発した日から起算して10日を経過しても完納されなかったことから、法第73条の36第1項の規定の要件を充足していることが確認できる。

また、平成30年4月〇〇日のA市の本件不動産の差押えにより、法第73条の36第4項の規定に基づき、処分庁は、本件徴収金につき、交付要求をしなければならないことから、同条第5項の規定により、処分庁が本件処分を行ったことに、違法な点は認められない。

- (2) なお、審査請求人は、A市委員会に審査の申出を行い減額が認められたので、不動産取得税に対しても減額を申し入れたが、正式な回答がないことが看過できないこと、A市等の他の地方団体の対応等、種々主張する。

ただ、審査請求人は、平成21年のA市委員会の減額の決定と本件徴収金である延滞金の計算の基礎となった平成16年8月が納期限の不動産取得税との関係を明確に説明していないこと等を踏まえると、審査請求人の主張は、本件処分の違法又は不当を理由付けるものではない。

- (3) 以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）野一色 直人

委員 高畠 淳子

委員 松村 信夫

